

平成28年度第2回東郷町総合教育会議議事録

1 日 時

平成29年2月24日（金）午後 3時00分 開会

午後 4時05分 閉会

2 場 所

東郷町役場 2階第4会議室

3 出 席 者

町 長 川瀬 雅喜

教 育 長 石川 光秋

委 員 奥谷 美香

委 員 近藤 万友美

4 欠席委員

教育長職務代理者 小出 直美

委 員 相羽 繁生

5 事 務 局

企 画 部 長 : 島川 雅彦

企画情報課長 : 加藤 靖雄

6 説明のため出席した職員の氏名

教 育 部 長 : 磯村 元彦

生涯学習課長 : 中根 一郎

高校総体準備室長 : 樋口 美紀

給食センター長 : 山領 孝

【事務局】

それではみなさま、全員お揃いのようなので、ただいまから平成28年度第2回東郷町総合教育会議を開催いたします。

今回は小出直美職務代理者と相羽繁生委員が所要により欠席していますので、ご報告いたします。

それでは、開会に当たりまして、川瀬町長からご挨拶を申し上げます。

【町長】

こんにちは。本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。昨年から開催しています総合教育会議ですが、まだまだ十分機能しているとは言えない状況だと思います。特にいま、いじめ防止に関して昨年からの課題解決に向けて進めています。今日はそれに関して委員会等が形になってきたということ、これを皆さんと情報共有を図っていきたい。いじめについては撲滅、発生を抑制することは難しいことです。しかし、突然にいじめが始まるわけではないと思います。いじめは陰湿になればなるほど、じわっときて、その段階でいじめられている子は何らかのシグナルを発していると思っています。1にも2にもそのシグナルをいかに早くキャッチして、適切な対応をするかしないか、これにかかっていると思います。我々の対策委員会等はなかなかそのところにはタッチできないわけです。いずれもいじめが起こった事後に対策を立てるケースが多いと思います。ですから、事前に防ぐことが大切になってくると思います。いじめはあってはいけないものです。ぜひ皆さん方と協働して知恵を出し合い、いじめ防止対策に努めていききたいと思っています。よろしくお願いします。

【事務局】

それでは、東郷町総合教育会議の設置要綱に基づき、当会議の議長は町長にお願いしたいと思っていますのでよろしくお願いします。

【町長】

それでは、会議を進めさせていただきます。

では早速協議に入りたいと思います。お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

(1) 東郷町いじめ問題対策連絡協議会の活動状況について、事務局の説明を求めます。

【事務局】

教育部長の磯村です。よろしく申し上げます。

東郷町いじめ問題対策連絡協議会の活動状況について、説明させていただきます。

別紙2 「いじめ防止基本方針」現状までの経緯にあるように、平成25年度に国が策定した「いじめ防止対策推進法」を受け、「東郷町いじめ防止基本方針」を作り、それに基づいて「いじめ問題対策連絡協議会」を開催しましたので、その内容について説明します。

別紙1をご覧ください。

第1回いじめ問題対策連絡協議会は平成28年12月21日（木）午後2時から開催しました。

出席者は、いじめ問題対策連絡協議会委員8名。愛知県中央児童・障害者相談センター 秋津様、名古屋法務局人権擁護部第二課長 廣幡様、愛知警察署 生活安全課長 小笠原様、町立小中学校代表 春木中学校長 近藤達也先生、愛知郡東郷町小中学校PTA連絡協議会会長 中嶋様、福祉部こども課 加藤課長、スクールソーシャルワーカー 板倉様、教育長 石川です。

1つ目の議題は「いじめ防止に係る取組について」、町や各学校の基本方針、いじめの重大事態に係る対応マニュアルについて説明しました。

2つ目の議題は「いじめ問題の現状について」。学校では重大事態はありません。小さな諍いなどは早期に対応しています。今後はラインなどを使った表に出ないいじめが課題となります。各学校、学期ごとにアンケートや教育相談でシグナルをキャッチし、対応しています。教育委員会で把握しているいじめの認知件数は自己申告ですが、問題行動調査の結果に基づいたものですが、平成27年度で小学校13件、中学校21件でした。

3つ目の議題は「関係機関等の取組について」。

児童相談所では、いじめを主とした相談はありません。

法務局では「子どもの人権SOSミニレター」を配布していますが、いじめについての相談は軽微なものが多いとのこと。

警察署では、東郷町はいじめで取り扱った事件はありません。

PTAでは、いじめに特化した取組はありません。

SSWは、いじめが問題で関わっているケースはありません。

指導主事からはいじめが気になるところは連携していると報告がありました。

第2回いじめ問題対策連絡協議会について、別紙1の裏面をご覧ください。

平成29年2月10日（金）午後2時から開催しました。

出席者は、第1回目と同様のメンバーです。いじめ防止対策推進法やいじめ防止基本方針は、施行から3年をめぐりに見直しすることとなっており、昨年9月が3年に当たりました。これを踏まえて文部科学省が設置した「いじめ防止対策協議会」において法律の施行状況を検証した結果、「重大事態の被害者及びその保護者の意向が全く反映されない調査が進められたり、調査結果が適正に被害者及び

その保護者に提供されていないケースがある」などの現状・課題に対し、「重大事態の調査の進め方についてガイドラインを作成する必要がある」との方向性が提言され、国でもガイドラインが作成されること、基本方針の見直しがされることから、本町の基本方針についても見直しや、マニュアルの作成が必要であるため、第2回目の協議会ではこれをテーマに開催することとなりました。

基本方針等の見直しについて、別紙3の見直しのポイントを参考に意見をもらいました。別紙4の最後の1枚をご覧ください。

まず、いじめ防止基本方針については次のような意見をいただきました。

「東郷町いじめ防止基本方針修正（案）」の「第2 いじめ防止等に関する基本的な考え方」の下3行、「いじめ防止等に関する基本的な考え方」に、「性的少数者（LGBT）へのいじめ」を加えること。

第3 町が実施すべき施策の2（4）、イ、インターネットを利用したいじめの対応については連携機関を法務局、警察等と明らかにすること。

第5 重大事態への対処、1、（2）、重大事態の調査については「どんな場合においても」という表現からは、諍い程度のトラブルにまで調査はなじまないとの判断から、保護者からの訴えに対しては速やかに調査するという表現に変更したらどうか。などのご意見をいただきました。

別紙5、現在作成中の「いじめの重大事態」に係る対応マニュアル、最後の4枚のとおり、いただいたご意見を紹介します。

「1 重大事態とは」、(1) 第28条第1項第1号、重大事態に当たるいじめの事例について、事例5として、原発事故の避難によるいじめを加えること、事例3のいじめが原因で欠席日数が30日を超える事例については、(2)第28条第1項第2号の事例とすること。

1枚めくっていただいて、2「重大事態」の判断について、「いじめはどの学校でも、学級でも、どの子にも起こりえる問題であることからすべての発生を防ぐことは困難です」との一文は、消極的な発言であることから削除すること。イ欠席日数の定義を「連続しておおむね30日の欠席(欠席とは授業日で休んだ日)」とすること。「4 再発防止に向けた取組について」、(2)の下3行、いじめが解消されたとする要件について「加害行為が相当の期間なくなった上で、被害者本人が心身の苦痛を感じていないと認められる場合とします。(相当の期間とは3か月を目安とします。)」とすることなどの意見をいただきました。あとは様式の軽微な修正です。以上です。

【町長】

では、説明が終わりましたので、何か質問がありましたらご意見をいただきたいと思います。

【委員】

特にありません。

【町長】

ぜひ、現場の状況をここに落とし込んでほしい。人によっては、シグナルの発信方法は様々ですので、それを早く捕まえて公の場へ引き出すかということだと思います。先生方も対処に困っていることだと思います。「これくらいは自分で処理できる」とか「こんなことを学校幹部の先生に報告したら、自分の管理能力が疑われる」とかあると思いますが、些細なことでも相談できるようなところがあるといいのではないのでしょうか。先生方によっても受け取り方は様々ですが、大したことないと思う先生もいるでしょうし、小さなことをいつまでも心配する先生もいるでしょうから、この先生方の個人差を均一化したいですね。共通のレベルにしないといけない。

【教育部長】

町長にご指摘いただいた点も踏まえて、改善していきます。

【町長】

このいじめのいろいろな事例の中に、「無視された」というのがないですが、もっとも陰湿なのは集団で無視されることが続くのは、精神的負担になる。この事例はありますか。叩かれたりするより無視される方が精神的ダメージが大きい。これが続くことが精神的負担が大きく、立ち直れないといわれています。

【教育長】

無視の事例を入れるようにします。

【教育部長】

いじめについては、無視という言葉はなくて、それを受けたものがいじめられていると感じたときに、いじめとなります。

【町長】

無視されていることは、客観的な証明が難しく、本人も言い辛いこと。いじめで最も陰湿なのは無視されることです。子どもの世界においては、子どもの仲間の中の規律は、家庭での規律より厳しい。家でいくら厳しく教えた習慣でも、それを否定するような規律があったら、子どもは仲間に従うようにするというのは、子育ての学説では定説だそうです。

最近、「言ってはならない残酷な真実」という本で、子どもが親の遺伝にどのような影響を受けているか。子どもの性格はどのようにして作られるかということが書かれており、我々が持っている一般常識が間違いだというものです。親が

子どもの性格形成に関わり合えるのは、どこまでか。親が教えれば子どもの性格に影響を与えることができると思っているが、子どもの性格はすでに遺伝で60%以上決まっている。共通環境と非共通環境があり、共通環境は家庭、非共通環境は親がかかわりを持たない環境のことを言います。保育園や仲間のことです。その縛りの方が子どもが重く受け止める。だから、家でいくらだめだと言っても、ボスがこうしろと言ったら従ってしまう。親が子どもに与える影響はわずかである。

非共通環境が子どもの成長に影響を与えたとしたら、非共通環境である家庭外で無視されることは、子どもが死にたいと思うくらい精神的なダメージを受けるということになる。

だから、そのあたりをいじめとして考えないといけない。その具現化した例が福島から避難した子供に対するいじめです。

ぜひ、いじめはなくしたいと思っています。

【教育長】

対応マニュアルの事例3のところだと、「無視されて30日以上欠席」とありますが、無視だけをとらえているのではないため、無視されることで、精神的ダメージを受けることも例として検討します。

【町長】

ご意見があれば、今日でなくても結構ですから、ご指摘いただいて、少しでも良いものにしてください。では次の協議事項に移ります。

(2) 平成29年度教育関係主要事業について、事務局からの説明をお願いします。

【教育部長】

平成29年度教育関係主要事業について、資料6をご覧ください。

学校教育課関係分ですが、学童期運動促進普及啓発事業として、児童の体力・運動能力向上のため、町立小学校の児童と小中学校の教職員を対象に順天堂大学と東郷町施設サービス（株）と連携した縄跳び指導を行います。

スクールソーシャルワーカーの配置ですが、学校と家庭との絡みの中で先生では対応が困難なことがあり、スクールソーシャルワーカーを1名増員し、2人体制で対応していきたいと思えます。

小学校トイレ洋式化改修工事ですが、計画的に進めており、平成29年度は春木台小学校北校舎、諸輪小学校北校舎のトイレ洋式化を行います。併せて高嶺小学校のトイレ洋式化工事の設計を進めます。

諸輪中学校音楽室空調整備工事ですが、生徒の学習効果・効率の向上及び近隣騒音対策のため、諸輪中学校の音楽室にエアコンを設置します。これで全中学校の音楽室にエアコンを設置することができます。

養護教諭補助員配置は、学校行事などで養護教諭が不在になることをできる限りなくすために配置します。一番大きな春木中学校を拠点とし、各学校を巡回します。

以上、学校に関連するものを説明させていただきました。

【生涯学習課長】

文化協会県民茶会開催負担金は、愛知県文化協会連合会が行う県民茶会が平成29年10月に本町の総合体育館で開催されるため、開催費の一部を負担します。

県指定文化財「祐福寺勅使門」修理補助は、県指定文化財である「祐福寺勅使門」を保護するため、修理に係る費用の一部を補助します。

総合体育館バスケットボール用移動式ゴール整備としまして、老朽化したバスケットゴールを1対更新します。

【高校総体準備室】

平成30年度に開催するインターハイボート競技の準備のため、大会会場の設計を委託し、平成29年度開催地である宮城県登米市を視察します。

【給食センター長】

学校給食地産地消推進事業です。食育推進のため、学校給食において、東郷町産食材のうち公費で提供する食材を5品目から6品目に拡大します。5品目が柿、ローゼルジャム、カボチャ、トマト、赤米で、東郷町産の米粉のタルトを6品目目として追加します。

蒸気回転釜の更新業務ですが、老朽化しており、現在の安全衛生基準に適合していないため、6基の釜を更新します。

以上です。

【町長】

ぜひ、教育委員会の皆さんにお願いしたいのは、これから1年、学校のエアコンの話が出てきます。新聞でご承知のように、日進市、豊明市がエアコンを整備します。みよし市もやります。東郷町と長久手市はやりません。東郷はトイレの洋式化に重点を置いています。自論ではありますが、夏休みがあるのに、エアコンが必要なのかということも考える必要が出てくるのではないかと。東郷町の優先順位は、トイレの洋式化です。1校につき4から5千万円かかります。エアコンは1億5千万ほどかかります。例えば子ども医療費でも高校生については3千万円ほどかかりますが、やめるわけにはいきません。また、今後は建物の長寿命化をやっていかなくてははいけない。すべての建物を将来持続可能なものにしようとする600億円ほどかかります。町の存続のための施策の優先順位が高くなります。その次にあったらいいなというものが、洋式トイレです。そのあたりをご理解いただきたいと思います。

スクールソーシャルワーカーの増員など、ソフトの面は急ピッチで整備を進めています。

健康づくりの縄跳び指導という話がありましたが、順天堂大学の加納先生といって、アテネオリンピックの体操団体に銀メダルをとったときの監督ですが、日本の縄跳びの第1人者です。保育園で培った基礎体力を小学校で鍛え上げていきたい。

今後、教育現場と町長部局がしっかりと連携をとってやっていかないといけないと思っています。

給食費の無料化について、東郷町は無料化については考えてはいません。

学校給食法で、賄材料費は保護者が負担することになっている。しかし、名古屋市の選挙では、話題になることは間違いない。しかし、東郷町では、できる範囲で補助していく。一気に無料ということは、法律的にも財政的にも課題があるということです。

【町長】

本日の総合教育会議の協議事項はこの2点ですが、総合教育会議は、教育委員会と行政が情報を共有し、町を良くしていくという趣旨の会議だと思っています。新しいことがあったら適宜皆さんに情報提供をしていきます。それでは、本日の総合教育会議はこれですべての協議事項が終わりましたので、これで終了します。

本日は長時間、ありがとうございました。

【事務局】

ありがとうございました。

平成28年度の総合教育会議は、特別の協議が無ければこれを持ちまして最終回とします。平成29年度の総合教育会議につきましては、今後調整の上ご連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。